平成２３年（フ）第２４５号
東京都東久留米市下里３丁目２番12号大山ハイツ202号
破産者　新原　　勝
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５３号
東京都府中市片町１丁目15番地の４アベニール桑田402
破産者　有限会社マプラス
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５４号
東京都府中市片町１丁目15番地の４アベニール桑田402
破産者　川原　公三
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５５号
東京都府中市片町１丁目15番地の４アベニール桑田402
破産者　川原　恵美
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市若宮台33番７号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市森崎２丁目２番２号
破産者　有限会社吉良工務店
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市大矢部１丁目15番28号　サンハイムクリエイトＮｏ．Ⅱ103
破産者　有限会社吉良不動産
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６２号
山梨県富士吉田市上吉田６丁目12番20号
破産者　株式会社拓水
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
山梨県富士吉田市下吉田1967番地の２
破産者　白須　　進
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
岐阜県土岐市泉が丘町４丁目77番地
破産者　髙山　泰久
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２２４号
岐阜県多治見市希望ケ丘２丁目138番地
破産者　木島　勇正
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２７号
岐阜県多治見市高根町３丁目１番地の１　市営住宅Ｃ棟106号、従前の住所岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地10
破産者　坂本　英雄
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第５５３号
静岡県沼津市戸田3956番地
破産者　株式会社戸田鉄工所
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
愛知県名古屋市中川区荒子２丁目25番地　アメニティ・コーワ301号、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市中里289番地の10
破産者　杉山　榮子
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４１号
静岡県富士市蓼原665番地の１　ルピナス藤間302号室、住民票上の住所静岡県富士市元町２番22号
破産者　望月　一良
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６０号
静岡県浜松市北区初生町1219番地７
破産者　有限会社アラサワ
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県諫早市幸町61番19号
破産者　有限会社亀井建設
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
三重県伊勢市川端町312番地２
破産者　有限会社拓伸
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
京都市下京区五条通富小路西入塩竈町387番地２　双葉五条ビル501号
破産者　株式会社ムロマチ
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
奈良県生駒市辻町651番地８
破産者　株式会社カイルド
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁84―１、登記簿上の所在地香川県綾歌郡宇多津町2628番地447
破産者　株式会社トレーディングジャパン
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４２２号
高知市薊野北町２丁目１番15号
破産者　有限会社リザルトホーム
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係